中部会 : 公益社団法人岐阜県不動産鑑定士協会 所属地域 氏 名 森島信夫 2. その他(新スキーム改善問題と、改善案のリーガルチェックに関して他) 質問事項 (内容) 所掌の新スキーム改善特別委員会・後藤委員長に、お伺いします。 ・新スキーム改善策に関連して、「自らの士協会会員以外の他都道府県士協会会員には士協 会事務局以外での閲覧は認めない」と云う士協会の主張を仄聞しますが、資料の収集・管理・ 閲覧・利用に関する規程第4条に規定する「相互主義」に違反しないのでしょうか。 ・また独禁法に規定する不当な差別的取扱行為と見なされる畏れはないのでしょうか。 ※1 質問内 容は具体的・これらの事項について、リーガルチェックは済ませてありましょうか。 にご記入下 ・一次改善案には士協会等閲覧システムと鑑定協会管理システムという二個のシステムが記 さい。 述されますが、これらは別個のものなのでしょうか、事例閲覧システムとそのログ管理シス テムは表裏一体をなすものと承知します。また現行の Rea Net も「カード決済システム」な ※2 質問用 どを増強すれば十分な当該機能を有していると考えますが、いかなるシステム構築を予定さ 紙 1 枚につ れるのか具体的に御教示下さい。 き 1 件ご記 ・またログ番号を評価書等に記載するという記述がございますが、事業実績報告の別添副表 入下さい。 として、評価書番号、日付、所在地並びに事例閲覧ログを CSV ファイル等にて報告提出させ た上で、協会保存ログと照合すれば事足りると考えますが、如何お考えでしょうか。 ・06/20 付け配布資料には、事例作成者への作成料支払が記載されていましたが、一次改善 案には見あたりません。作成料支払は取り止められたのでしょうか、この件に関して小生は カード決済による閲覧料の全国一括管理、その上で傾斜配分(閲覧件数でなく、作成件数に 応じて士協会へ配分する)を提案しておりますが、ご検討いただいたのでしょうか。 (背景・理由等) この件に関して私は09/06 付け、Rea Net 経由にて常務理事会宛に、以下の決議案を提案致 しております。(常務理事会に届いたか否かは不詳ですが。) (9/10 提案・決議案) 新スキーム改善特別委員会が新スキーム改善案を策定するに際しては、資料の収集・管 理・閲覧・利用に関する規程に規定する「相互主義」、並びに不動産取引価格情報提供制度

に係る情報の取扱基準に規定する「関係法令・ガイドラインの遵守」に則ること。